

◎ 申立書記入方法

- 1 この申立書は、住宅用家屋証明申請書において、「居住状況」欄の「(2) 入居の予定」を○印で囲んだ場合に記載してください。
- 2 「所有者（取得者）」は、新築又は取得した方が記名してください。
- 3 「2 入居予定年月日」は、いつから自己の居住の用に供するかを記載してください。
- 4 「3 現在の家屋の処分方法等」は、現在居住している家屋の処分方法等について該当するものを○印で囲んでください。
- 5 「4 入居が登記の後になる理由」は、新築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由を具体的に記載してください。

◎ 申立書を提出するにあたっては、下記の書類を添付してください。

現在居住している家屋の処分方法		添付書類
(1) 現在の家屋を売却する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋の売買契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）※等、売却することを証する書類 ・現在の住民票（写）
(2) 現在の家屋を賃貸する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋の賃貸契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）※等、賃貸することを証する書類 ・現在の住民票（写）
(3) 現在の家屋に所有者（取得者）の親族等が居住する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・親族等からの申立書 ・現在の住民票（写）
(4) 現在の家屋が借家、社宅、寄宿舍、寮等、証明申請者の所有家屋でない場合		<ul style="list-style-type: none"> ・家主との間の賃貸契約書（写）、使用許可書（写）又は家主の証明書等、現在の住居が証明申請者の所有でないことを証する書類 ・現在の住民票（写）
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ・現在の住民票（写）
(6) 処分方法が未定	(ア) 資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後まで遅らせることができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書（写）又は代金の支払期日の記載のある売買契約書（写） ・現在の住民票（写）
	(イ) 前住人が未転出である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前住人と証明申請者又は不動産仲介業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書（写） ・現在の住民票（写）
	(ウ) 取得者又は家族が病気等であるために、登記までに入居できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間が記載された医師の診断書（写） ・現在の住民票（写）
	(エ) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類 ・現在の住民票（写）

※契約に至っていない場合は予約書